

宇部市オンライン導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市オンライン導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業等が、非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワークの導入、採用活動のオンライン化を実施する際に必要な導入経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、コロナ禍に対応した事業活動のIT・オンライン化を促進することを目的として交付する。

(対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、小規模企業者のうち、市内に事業所を有し、市税の滞納のない者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者
- (5) 国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受けて同種の事業を行う者

(対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、インターネットを活用して実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、一事業者あたりの申請可能な補助事業は、次の各号のうち一事業とする。

- (1) 非対面型ビジネスモデルへの転換
- (2) テレワーク環境の整備
- (3) 採用活動のオンライン化

(補助対象経費及び補助限度額等)

第6条 補助事業ごとの補助対象経費及び補助限度額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする対象事業者は、宇部市オンライン導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定する期日

までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 法人登記事項証明書（又は開業届の写し等）
 - (4) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、第5条各号に掲げた補助事業について、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で交付決定を行い、申請者に対し、宇部市オンライン導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により内容を審査した結果、不交付とする場合は、申請者に対し、宇部市オンライン導入支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 前条第1項の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の増額変更（軽微な内容変更及び減額変更を除く。）又は中止をする場合は、宇部市オンライン導入支援事業費補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助事業の変更又は中止の承認)

第10条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、承認するときは、宇部市オンライン導入支援事業費補助金事業変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者（前条の規定により補助事業の変更の承認を受けた者を含み、中止の承認を受けた者を除く。）は、市長が別に定める日までに、宇部市オンライン導入支援事業費補助金事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算報告書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、第8条第1項の規定に基づく交付決定額（第9条の規定により補助事業の変更

の承認を受けた者は変更承認後の額)の範囲内で本補助金の額を確定し、速やかに宇部市オンライン導入支援事業費補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者が本補助金の交付を受けようとするときは、宇部市オンライン導入支援事業費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに請求者に本補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により本補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱で付した条件に違反したとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該事業者に対し、宇部市オンライン導入支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、当該事業者に対し、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により本補助金の返還を命じたときは、当該事業者に対し、宇部市オンライン導入支援事業費補助金返還命令書(様式第10号)により通知する。

(関係図書等の保存)

第17条 本補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月7日から施行し、令和2年7月28日から適用する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費		補助率・ 補助限度額
	個別区分	共通区分	
非対面型 ビジネス モデルへ の転換	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引（EC）の導入経費 ・モール型 EC サイトへの初期登録料、月額利用料 ・WEB 受発注システムの導入経費 ・WEB マーケティングの導入経費 ・その他、営業活動の IT・オンライン化と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の外注費、委託料（IT・オンライン導入に係るコンサルティング費用等） ・補助事業に関連したソフトウェアの導入経費 ・IT・オンライン導入に係る設置、設定費用 ・補助事業に関連したセキュリティ強化経費 ・周辺機器購入経費（PC、タブレット、スマートフォン除く） ・通信機器レンタル料（令和3年2月分まで） ・利用料、使用料（システム、クラウドなど令和3年2月分まで） ・導入後の運用サポート費用（令和3年2月分まで） (消費税及び地方消費税は除く。) 	補助率 10/10 補助限度額 30万円 (補助下限額) 10万円 (実支出額に補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額を交付額とする。千円未満の端数切り捨て) ※ただし、備品購入費の補助額は、備品購入費以外の合計額を上限とする。
テレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツールの導入経費 ・VPN 導入経費 ・シンクライアントサーバ導入経費 ・仮想デスクトップ導入経費 ・不正アクセス対策経費 ・その他テレワーク環境の整備に必要と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機器レンタル料（令和3年2月分まで） ・利用料、使用料（システム、クラウドなど令和3年2月分まで） ・導入後の運用サポート費用（令和3年2月分まで） (消費税及び地方消費税は除く。) 	
採用活動のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB 面接の導入経費 ・WEB 説明会の導入経費 ・その他、採用活動のオンライン化と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後の運用サポート費用（令和3年2月分まで） (消費税及び地方消費税は除く。) 	

※物品の購入費用について、取得価格が10万円（税抜き）未満のものは消耗品、10万円（税抜き）以上のものは備品とします。